

副本

平成19年(行コ)第345号 公文書非公開処分取消請求控訴事件

控訴人 国(処分行政庁 外務大臣)

被控訴人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

準備書面(2)

平成20年3月14日

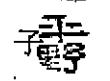
東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人指定代理人

永 谷 典 雄



平 野 朝 子



小 松 秀 横



藤 原 昌



池 下 朗



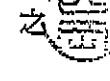
小 谷 淳 治



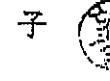
曾 我 高 佳



西 岡 信 之



齋 木 尚 子



土 屋 大 輔



眞山義典



清水亭



大野祥



望月千洋



控訴人は、本準備書面において、被控訴人答弁書第2の5における被控訴人の主張（7ないし10ページ）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被控訴人の被控訴人答弁書第2の5の主張は、控訴人の主張を全く理解しておらず、反論としては意味をなさないこと

1 被控訴人の主張

被控訴人は、「こうした経緯を経て、外務省は、それまで「報償費」で賄ってきた国會議員に対する便宜供与の経費を「庁費」へ移し、その支出決裁文書等は全面開示することとなった。そうした改善の結果、平成14年度からは、国會議員への便宜供与の支出決裁文書等は開示されるようになったのである。」（被控訴人答弁書7ページ）、「本件訴訟において控訴人が、秘匿性があると強弁している在外公館における国會議員との会食に係る情報が、平成14年度からは、すべて明らかにされているのである。（引用者：中略）国會議員への便宜供与情報が国家機密であるはずはないからである。」（被控訴人答弁書8、9ページ）、「在外公館と訪問国議員との会食に係る経費の支出関係証拠書類等について、平成13年度分までは不開示であったが、同14年度分からは開示されるようになった。それは、以前は「報償費」から支出されていたのが、同14年度からは「庁費」から支出されるように改められたからにはかならない。扱いが変わったのは、同種文書の秘匿性の性質やその有無によるのではなく、経費の支出科目が変わったからなのである。」（被控訴人答弁書9ページ）と主張し、本件存否応答拒否が違法である旨主張する。

2 控訴人の主張

(1) 控訴人が繰り返し述べたとおり（控訴理由書2ページ、控訴人の当審における平成20年1月31日付け準備書面(1)（以下「控訴人準備書面(1)」という。）4ページ等）、国會議員と我が国在外公館の職員との間の会合には、公にして構わないものもあるが、外交工作・外交交渉の相手方に知られないよう

に公にしないことを前提として行われる場合があることは厳然たる事実である。他方、いわゆる便宜供与とは、一般に、関係者が海外渡航を行うにあたり、その用務が公共性を有するものであって、外務省の任務に関連し、それを支援することが外務省（在外公館）の所掌事務の遂行に寄与する場合に、在外公館がこれら関係者を支援するため種々の役務・支援を提供する活動の総称を意味するものとして用いられる。そして、便宜供与は、公にすることを前提として行われる在外公館の活動であり、その一環として、国會議員との会合の場を設けて訪問先の情勢のブリーフを行ったりその他意見交換を行うことがあるというものである。

被控訴人の主張は、国會議員と我が國在外公館職員との間における会合のうち、公にしても構わないものと秘密裏に行われるものとを殊更に混同するものであって反論として意味をなさないと言わざるを得ない。すなわち、控訴人が国會議員と我が國在外公館職員との間の会合には、秘密裏に行われるものと公にしても構わないものとがあり得ることを前提に、本件開示請求に対しては法8条の存否応答拒否を許されると主張している（控訴人準備書面(1) 3ないし8ページ）のに対して、被控訴人答弁書第2の5の主張は、要は、一切の国會議員との会食には秘匿性がないから控訴人の主張は前提を欠くというものであると思われる。

ところが、「国會議員との会食には秘匿性がない。」と主張する根拠として被控訴人がるる列挙する事例は、いずれも控訴人においても「公にしても構わない」として実施した会合に関するものであり、これらに関する開示請求に対しては関係文書が開示されていることは、控訴人の上記前提からいっても当然である。「公にしても構わない」として実施された会合の関係文書が開示されているからといって、国會議員と我が國在外公館職員との間の一切の会食には秘匿性がなくなるとか、秘密裏に行われた会合の秘匿性がなくなることの根拠とはなり得ないことは明らかであるし、また、

「公にしても構わない」として実施された会合の関係文書が開示されていることを根拠に、秘密裏に行われる会合が存在しないなどと被控訴人が主張するのであれば、それは根拠のない憶測にすぎないというべきである。

(2) ア したがって、当然ながら、国會議員と在外公館職員との間の会合が、被控訴人が「それまで「報償費」で賄ってきた国會議員に対する便宜供与の経費を「序費」へ移し、その支出決裁文書等は全面開示することとなった。こうした改善の結果、平成14年度からは、国會議員への便宜供与の支出決裁文書等は開示されるようになった」(被控訴人答弁書7ページ)と指摘するような便宜供与として行われた場合、すなわち、公にすることを前提とする在外公館の活動であった場合にまで報償費から支出したことは、平成13年度以前も、平成14年度以降もない。そのことは、東京高等裁判所平成18年(行コ)第99号事件における証人齋木尚子(以下「齋木証人」という。)の証人尋問においても、齋木証人が「それで、現在国會議員が在外公館へ行って、会食の提供なんかもあると思いますけれども、そういうものは今報償費で出しますか。」との被控訴人の質問に対し、「過去も出しておらないと申し上げました。現在も出しておりません。」と証言している(乙第6号証29ページ)。

そして、便宜供与として行われた在外公館の活動に経費の支出を伴った場合、特定の支出科目が存在するわけではなく、実施される便宜供与の内容に応じて適切な科目から出し、それに係る文書の開示請求があれば、平成13年度以前の文書であれ平成14年度以降の文書であれ開示に応じている。これは、平成14年度以降新たに開示に応じる取り扱いに変更されたという事実もなければ、何らかの改善の結果でもない。被控訴人が開示されていない旨主張しているようである平成13年度分においても、例えば、平成13年12月11日、在仏日本大使館において、「大島経済産業副大臣一行との愛知万博開催に関する意見交換」

という目的にて、（目）交際費・政府開発援助交際費より支出している事例があるところ、これについては、平成14年9月30日付で（情報公開第02823号）（乙第12号証の1、同号証の2）開示請求者である被控訴人に開示されているのであって、平成13年度以前でも、便宜供与として行われたものであれば同14年度以降と同程度の開示をしていたことが認められる。

イ 被控訴人は、「本件訴訟において控訴人が、秘匿性があると強弁している在外公館における国會議員との会食に係る情報が、平成14年度からは、すべて明らかにされているのである。（引用者：中略）国會議員への便宜供与情報が国家機密であるはずはないからである。」（被控訴人答弁書8、9ページ）、「在外公館と訪問国會議員との会食に係る経費の支出関係証拠書類等について、平成13年度分までは不開示であったが、同14年度分からは開示されるようになった。それは、以前は「報償費」から支出されていたのが、同14年度からは「庁費」から支出されるように改められたからにはほかならない。扱いが変わったのは、同種文書の秘匿性の性質やその有無によるのではなく、経費の支出科目が変わったからなのである。」（被控訴人答弁書9ページ）とも主張するが、外務省における国會議員と我が国在外公館職員との間の会合については、公にしないことを前提とする会合について、平成14年度以降、「公費支出全般についての一層の抑制、厳格化という観点から」（乙第6号証）、我が国在外公館の経費を支出しない形で実施されることとなった。他方、便宜供与は継続し、それに経費の支出を伴う場合であれば、従前どおり開示に応じている結果、国會議員と我が国在外公館職員との間の会合に関して、不開示とされる場合がなくなったということである。公にしないことを前提として秘密裏に行われる国會議員と我が国在外公館職員との間の会合の秘匿性には何ら変わりはないし、その経費が便宜供与として庁費等から支出されて開示請求に対して開示されるようになったということではない

のである。

被控訴人の主張は、そもそも、国會議員と我が國在外公館職員との間における会合のうち、公にしても構わないものと秘密裏に行われるものとを殊更に混同するものであって反論として意味をなさないといわざるを得ない。

第2 結語

以上のとおりであって、本件存否応答拒否が適法であることは明らかであるから、原判決を速やかに取り消し、被控訴人の請求を棄却すべきである。

副本

平成19年(行コ)第345号 公文書非公開処分取消請求控訴事件

控訴人 国(処分行政庁 外務大臣)

被控訴人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

証拠説明書(2)

平成20年3月14日

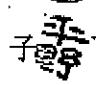
東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人指定代理人

永 谷 典 雄



平 野 朝 子



小 松 秀 極



藤 原 昌 子



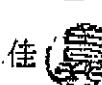
池 下 朗 世



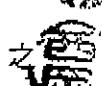
小 谷 淳 治



曾 我 高 佳



西 岡 信 之



齋 木 尚 子



土 屋 大 輔 善



眞山義典
清水亭
大野祥
望月千洋



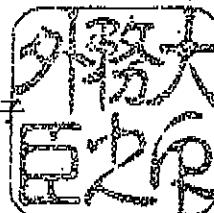
号 証	標 目 (作成者等)	原本 写し の別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第12号証 の1	平成14年9月30日 付け（情報公開第 02823号）行政文 書開示決定等通知 書 (外務大臣 川口 順子)	写し	平成14年 9月30日	便宜供与に係る文書の開示請求に ついては、平成13年度以前の文書 であっても開示決定がされているこ と
乙第12号証 の2	証拠書台紙 (在フランス大使 館)	写し	平成13年 12月	同 上

乙
第

12

号証
ク
ノ情報公開第02823号
平成14年09月30日特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 高橋利明 様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成14年04月01日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

在仏日本大使館において平成13年10月より12月に支出された「交際費」、「諸謝金」および「報償費」について全件が一覧できる文書、支出総額がわかる文書、個別支出を申請した原課の文書、個別支出を決定した文書、支払先が作成・捺印した見積書・請求書または領収書

2. 開示請求番号 2002-00336

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

(1) 別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別紙）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

(2) なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階
外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

開示請求番号: 2002-00336

開示請求対象行政文書一覧表

【1頁】 (別紙)

1	行政文書の名称等: 在仏大使館平成13年度諸謝金支払証拠書(第3四半期分)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条1号 5条3号 5条4号
	決定理由: 当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、また公にすることにより、なほ個人の権利利益を害するおそれがあるため。当該情報は、在外公館の警備に関する情報であって、公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 177枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
	貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。
	・閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)
	・写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)
2	行政文書の名称等: 在仏大使館平成13年度交際費支払証拠書(第3四半期分)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条1号 5条3号 5条6号
	決定理由: 当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。当該情報は、情報収集に関する情報であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、及び外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 99枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
	貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。
	・閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)
	・写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)
3	行政文書の名称等: 在仏大使館平成13年度報償費金額出納簿(第3四半期分)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号 5条6号
	決定理由: 別紙のとおり。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
	貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。
	・閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)
	・写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(希望する部分:)

開示請求番号: 2002-00330

開示請求対象行政文書一覧表

【2頁】 (別紙)

4	行政文書の名称等： 在仏大使館平成13年度報償費支払証拠書（第3四半期分）
決定区分： 不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号・5条6号	
決定理由： 別紙のとおり。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分：) ・写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分：)	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・2002年10月10日～2002年11月11日（土日祝日及び年末年始を除く。）
 の10時から17時30分まで（12時30分～13時30分を除く。）

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階
 ・その他特記事項：

【開示実施手数料の算定】

- ・開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定し、その額が300円までは無料（例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。）、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。詳細は、添付の＜説明事項＞2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口に持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・郵送を希望する行政文書のすべてを送付するために必要な郵送料を＜説明事項＞1. を参考に算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」を同時に納付下さい。

【参考】

- ・開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計
 閲覧： 200 円 写しの交付： 5,520 円
- ・開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）
 郵送料（見込額） 700 円

(別紙)

不開示とする理由

1. 報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するため使用する経費がこれに当たります。

このような報償費の在外公館における支出に関する書類が開示されることにより、報償費の具体的支出に関する内容が明らかになることで、情報収集や外交交渉における相手の権利や立場に影響し、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生ずるおそれがあります。この結果、国の安全が害されるおそれがあり、在外公館の存在する相手国を含めた他国もしくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあると認められます。

また、これらの内容が明らかになることで、相手の権利や立場に影響を与える、これらとの信頼関係を損ねる結果、その後の情報入手や外交工作が困難になると想られます。これにより、外交に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

したがって、本件請求に係る報償費の在外公館における支出に関する文書は、情報公開法第5条第3号及び同条第6号の情報に該当します。

2. よって、本件請求のうち報償費に係る文書はすべて不開示とします。

付 証	付 証
-----	-----

支払年月日 13.12.11	使 用 目 的 大島經濟産業大臣一行との愛知 万博開催に関する意見交換 (コラダ)	主催者・取扱者 木 本 快	非ODA支払額 R.FR 1,772.57
			ODA支払額 R.FR 1,183.47
			支払額合計 R.FR 2,956.04
		記録者 上 /	/ 1 教
設置年月日 13.11.30	客 品 名 食 品	主 人 姓 木 本 快	場 所 外公館 交際費・政府副署機関交際費 (II)

N.9 開示

12

N.10